

第3版はしがき

本書第2版が上梓されてから4年が経過しましたが、この間も家族法を中心とする民法の改正が行われました。本書もこれに対応するため、第3版を刊行することになりました。すなわち、2022年には、嫡出推定の見直しや女性の再婚禁止期間の廃止などの親子法制の改正、2024年には、離婚後の共同親権の導入などの家族法制の改正がなされました。また、2025年には、これまで判例法・慣習法上認められてきた譲渡担保および所有権留保が、特別法（「譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律」）の形で法制化されました（今後も、成年後見制度や遺言法制などの改正が予定されています）。

本書第3版では、上記の改正を反映して記述しています。とりわけ、親族法の改正は多岐に渡るものなので、それに関連する章（19章）は大幅に修正を行いました。また、担保物権に関する⑧章（物権（3））も構成および内容を大きく変更しました。しかし、全体としての分量には変化はなく、コンパクトな民法入門書としての本書のメリットは第3版においても維持されています。

本書は、福岡大学をはじめ多くの大学などで民法の教科書として採用され、たくさんの方に愛読されてきました。執筆者一同、読者の皆様のご厚誼に感謝するとともに、今後もよりよい教科書にしていきたいと考えています。

本書第3版の執筆担当者と担当部分は第2版と同じですが、19章（親族）の修正部分と索引は畑中が担当しています（登記事項証明書と婚姻届のひな型は法務省のホームページから、戸籍のひな型はe-Gov法令検索サイトから転載させていただきました）。

第3版の刊行に当たっては、法律文化社編集部の畑光さんにお世話になりました。この場をお借りしてお礼を申し上げます。

2025年10月

執筆者一同